

## 三輪緑山自治会 災害対策本部

### 立上げ・運営要領

#### 1. 目的

本要領は三輪緑山自治会内において大規模な災害が発生したとき、またはその恐れがあるとき、住民を初めとする諸関係者の行動および災害対策本部の立上げ・運営について定める。

#### 2. 活動の開始

三輪緑山自治会の活動は次の場合に開始する。

- (ア) テレビ・ラジオなどにより町田市に震度5強以上の地震があったと報道されたとき。
- (イ) 町田市から防災無線などを通じて「避難勧告等」が出されたとき。
- (ウ) 災害またはその恐れが自治会内の広域に渡り、自治会長が必要と判断したとき、または自主防災隊長からの要請があったとき。

#### 3. 災害対策本部立ち上げ

災害対策本部は次の手順によって開設する。

- (ア) 自治会役員、自主防災隊員は家族の安全を確認したのち、速やかに災害対策本部に参集する。  
(自治会班長は住民の安否確認を優先するため参集しない)
- (イ) 開設場所は自治会集会所とし、不測の事態で自治会集会所に開設出来ない場合はスポーツ広場（テント下）、中央公園（テント下）を第2、第3の候補とする。
- (ウ) 参集可能な医療従事者は、ZIPに集合し待機する。

#### 4. 災害対策本部の編成

災害対策本部は次の要素をもって編成する。

- (ア) 構成員は自治会役員、自治会班長、自主防災隊員および登録された医療従事者とする。
- (イ) 組織は「指揮所」、「班」、「部」および「医療救護チーム」で構成し、さらに「避難施設運営委員」が指揮下に入る。

- (ウ) 「班」は「情報・広報班」、「消火班」、「設営班」、「救出・救護班」、「避難・誘導班」および「給水・給食班」からなり、自主防災隊の各班をそのまま編入する。  
各班の班長は指揮所からの指示を受け、現場の活動を統括する。
- (エ) 「部」は「ボランティア部」および「防犯部」からなり、自治会役員および自治会班長主体で運営する。
- (オ) 自治会役員は前記「部」活動以外に住民の安否確認に主力を置いた活動を行う。別途、指揮所の指示により各班の活動の応援を行う。
- (カ) 自治会班長は自治会役員の指示に従う。

## 5. 災害対策本部の設営

「設営班」は災害対策本部のため次のことを行う。

- (ア) 開設に必要な各種物品、道具類を準備する。但し、事務所の鍵を持つ自治会役員が先に到着した場合、自治会役員が初期に必要な物品を用意する。
- (イ) スポーツジム ZIP に連絡して訪問し、「避難・誘導班」や「救出・救護班」が誘導する人の受け入れ場所の設定を行う。
- (ウ) 念のためスポーツ広場（状況によっては三輪中央公園）にテントを用意する。（必要によりバルーン照明器も用意）
- (エ) 下水道が使用不可の場合は「簡易トイレ」を用意する。

「各班」は災害対策本部内で次の用意をする。

- (オ) 緊急性の高い業務の「情報・広報班」、「消火班」、「救出・救護班」、「避難・誘導班」は災害対策本部内に拠点を築き（テーブル一つと班長以下数名）、お互いの連絡を容易にする。
- (カ) 「給食・給水班」は状況を勘案し、必要性が高くなった時点で拠点を設ける。但し、指示伝達等のため、班長他 1 名は当初から災害対策本部内に在席のこととする。

## 6. 災害対策本部の指揮

災害対策本部は自治会長を本部長、自主防災隊長を副本部長とし、開設および運営の指揮は原則として次の指揮順位により行う。

- (ア) 1. 自治会長、 2. 自主防災隊長、 3. 防災担当副会長
- (イ) 災害対策本部内に「指揮所」を設け、前項の 3 名で構成する。
- (ウ) 自治会長および自主防災隊長は各々不在代行者を予め定めておく。

7. 災害対策本部長（以下、本部長という）の役割

本部長は被害に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な指示を出す。

- (ア) 人的被害の把握と救出救護活動に関する指示
- (イ) 火災発生の早期把握と初期消火活動に関する指示
- (ウ) 全戸安否確認の指示
- (エ) 必要により避難の指示
- (オ) 救援物資などの公平な分配指示
- (カ) その他、全般に関わること

8. 住民の安否確認

最も重要視される住民の安否確認は次の手順に従って実施する。

- (ア) 在宅している家族の安否が確認できた住民は「安否確認プレート」を自宅の門扉かドアノブに掲示する。
- (イ) 自治会班長は担当班の全戸安否確認を行い、災害対策本部に速やかに報告する。
  - \* 「安否確認プレート」の出ていないところはチャイムを鳴らすなどの確認行為を実行する
- (ウ) 自治会役員は自治会集会所で受付を行い、班長不在などで安否確認ができていない班には自ら確認に赴く。また、安否確認情報を「情報・広報班」経由、指揮所に報告する。
- (エ) 自治会班長は上記報告後に自宅に戻り、担当班内での火災・怪我人などの発見に努める。

9. 情報収集と発信

被災状況の情報は対策のために極めて重要で、混乱を招かないよう、受信・発信の窓口を一本化することに留意する。

- (ア) 災害対策本部は情報収集にあたり、情報内容に次の優先度を付け混乱回避に努める。
  - 1. 火災発生情報、
  - 2. 人命に関する情報、
  - 3. 避難に関する情報、
  - 4. 支援物資に関する情報
- (イ) 直接の情報収集と発信は「情報・広報班」が窓口となり指揮所に伝達する。住民・官公庁などからの情報、避難勧告等などが相当する。また、住民への広報、官公庁への報告などは指揮所の指示に従う。さらに、時系列的な情報整理も実行しながら最新の状況が災害対策本部内で分かるように工夫する。

## 1 0. 情報伝達

大災害時には携帯電話の制限、停電時には固定電話の不通が生じることを念頭に置き、伝令による口頭連絡、トランシーバーによる連絡などを選択する。

また、日頃から住民に対して情報伝達手段が限定される場合のあること、最悪の場合は近隣との協力による口頭連絡のみが災害対策本部への伝達手段となることを周知しておく。

## 1 1. 消火活動

火災は延焼による大規模災害の元凶となる。住民総出で火災の発見と初期消火に努めなければならない。また停電回復後の通電火災なども大きな懸念材料であり、周囲に注意を払わなければならない。

(ア) 住民は火災を発見したら、まずは近隣に知らせ、併せて災害対策本部へ連絡する。

(イ) 火災発生場所では、近隣共助で消火器を持ち寄り、速やかな消火活動を始め。

(ウ) 本部長は「消火班」に出動の指示をし、「消火班」はスタンドパイプによる消火活動を行う。

\* 消防署または消防団が到着した場合はその指示に従う

(エ) 「消火班」は初期消火段階を越えて手に負えないと判断した場合、災害対策本部に報告し、指揮者は近隣住民に避難の指示をする。

「避難の指示」は現場にいる「消火班」から付近の住民に伝える。

## 1 2. 救出救護活動

安否確認情報をもとに「閉じ込められた者、下敷きの者」などの救出を可能な限り速やかに行う。

(ア) 近隣で救出が必要な人を発見した住民は、その状態を把握するとともに災害対策本部へ連絡する。可能ならば近隣共助で救出を試みるが二次災害に留意する。

(イ) 本部長は「救出・救護班」に出動の指示をし、「救出・救護班」は複数人で救出活動を行う。必要によっては救出者を鶴川記念病院に搬送する。直ちに鶴川記念病院に搬送出来ない場合、一時的に医療救護チーム（ZIP 内）に見守りを依頼することがある。

\* ZIP 内では救出者をお世話する係が必要

### 1 3. 避難誘導活動

家屋倒壊や火災で自宅に居住出来なくなった住民を避難施設（三輪小学校）に安全に誘導する。

- (ア) 自宅に居住出来なくなり避難施設に避難しようとして避難広場（スポーツ広場）に集まった住民に対し、「避難・誘導班」が受付窓口となり、住所・氏名などを把握する。

\* スポーツ広場の状態が悪い時は中央公園を代替地とする。

- (イ) できるだけ纏まった形態で「避難・誘導班」が避難施設に誘導する。雨天、寒さなどで長時間避難広場に留まることが出来ない場合、少人数での誘導を順次開始する。
- (ウ) 最初に避難施設に誘導した「避難・誘導班」員はそのまま避難施設に残り、受付の応援をする。
- (エ) 避難施設に誘導した住民の情報は「情報・広報班」に伝達する。
- (オ) 「安否確認プレート」の出されていないなかった避難行動要支援者については自治会役員と「避難・誘導班」が協力して状況確認に訪問する。
- (カ) 自宅内が避難行動要支援者にとって在宅不可能な状態になっている場合、避難施設（三輪小学校）と相談し、一時的に ZIP に誘導することがある。必要によって民生委員や鶴川第二高齢者支援センターに相談する。

\*この場合、ZIP を離れるまで終日お世話係を設ける

### 1 4. 給食給水および物資分配活動

災害対策本部で長時間活動する人および ZIP へ誘導された人などへの給食・給水と、市からの援助（3 日目以降と言われている）を受領し住民に必要な分配を行う。

- (ア) 長時間災害対策本部で活動に当たっている人と ZIP に留まっている人には予め保管してあるアルファ米や飲料水などを「給食・給水班」が提供する。
- (イ) 市から「応急給水槽からの飲料水支給業務」の応援依頼があつて本部長が了解した場合、「給食・給水班」から必要人数を割り当てる。
- (ウ) 市から救援物資配布の連絡があつた場合、「給食・給水班」は三輪小学校にこれを取りに行き、当自治会分を持ち帰る。
- (エ) 自治会役員は自治会班長の応援を得て、住民の救援物資の要望を把握する。
- (オ) 救援物資の配布については、公平性を確保するために本部長が方針を打ち出し、それに従って「給食・給水班」が配布を行う。

#### 1 5. 避難施設運営支援

避難施設（三輪小学校）では「市の指定職員」、「学校関係者」、「5町内会・自治会」で避難施設運営委員会を構成し、開設および運営に当たる。ここには自治会長（同委員会の委員長または副委員長になる）と運営委員を出さなければならない。よって次のことを予め定めておく。

- (ア) 自治会長は災害対策本部長であり同本部を離れることは難しい。そこで代理者（副会長）を予め指定しておく。
- (イ) 同運営委員会の委員1名は「給食・給水班」員を指名しておく。
- (ウ) 運営委員の不足により応援を求められた場合、既に業務を終了している活動班から適切な人数を送り出す。

#### 1 6. ボランティア活動

高齢者の中には、散乱した家屋内での居住に困難を感じる人が生じる。地域内でボランティアを募り、早急な片づけのお手伝いを行う。

- (ア) 自治会役員は「ボランティア部」を構成し、地域内で「片づけのボランティア」をする住民を募集する。
- (イ) 「ボランティア部」は家屋内片づけのお手伝いを必要とする高齢者住民ないしは要介護住民の把握を行う。
  - \*自治会班長経由での情報収集も一手段
  - \*本情報は「情報・広報班」経由で指揮所に伝達する
- (ウ) 人数が確保出来たら複数人のチームを組んで片づけの実行に移る。チームにはリーダーを設ける。
  - \*手袋・靴・長袖などの服装に留意し怪我に注意
- (エ) 自治会役員は一軒の片づけごと、依頼者と確認を行う。
- (オ) 活動の終了は自治会役員の判断による。

#### 1 7. 防犯活動

災害時に空き巣が侵入する事件が多発する。救出救護活動や避難誘導活動が一段落したのち、防犯活動を開始する。

- (ア) 防災担当副会長は防災担当班長と共に「防犯部」を構成し、地域内を定期的にパトロールして不審者には声を掛ける。
- (イ) 不審者を発見したとき、「情報・広報班」経由で警察に不審者情報を流す。
- (ウ) 特に警戒が必要と判断したとき、「防犯部」は住民への広報を行う。

2016. 1. 23 制定版

1 8. 活動の終了

災害対策本部は、一定の任務が終わったと判断した場合、対策本部の活動を縮小または終了する。

(ア) 住民からの支援要請や相談が一定期間無い状態が続いたとき。

(イ) 自治会役員会が終了して良いと判断したとき。

(ウ) 市の災害対策本部が終了したとき。

1 9. 制定・改訂

本要領の制定および改訂の発議は自治会の防災担当副会長が行い、自治会役員会がこれを承認する。

<制定・改訂履歴>

制定日：2016年1月23日

## 付表 組織と役割

	自主防災隊 「該当班」	自治会役員	自治会班長	住民
本部設営	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部活動場所の設営</li> <li>ZIPでの受入れ場所の準備</li> <li>避難広場へテント設置</li> </ul>	本部活動場所設定の応援 ■ 事務所開扉 ■ 防災倉庫鍵 ■ スポーツ広場鍵		
情報広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集、受信、発信</li> <li>指揮所への伝達</li> </ul>			
安否確認	「情報・広報班」は状況を指揮者へ伝達	安否確認情報の整理と「情報・広報班」への連絡	班の住民の安否確認と本部への報告	「安否確認プレート」の掲示
消火活動	指揮者の指示で消火活動開始			<ul style="list-style-type: none"> <li>本部への連絡</li> <li>初期消火の応援</li> </ul>
救出救護活動	指揮者の指示で救出活動開始	(医療従事者はZIPにおいて支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要救出情報を本部へ伝達</li> <li>救出の応援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要救出情報を班長へ伝達</li> <li>救出の応援</li> </ul>
避難誘導活動	避難広場に集合した該当者を避難施設に誘導			居住不可の人は避難広場→避難施設へ
避難行動要支援者支援	安否確認できない要支援者を訪問し確認	安否確認できない要支援者を訪問し確認		
給食給水	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間活動者とZIP避難者への給食給水</li> <li>応急給水槽からの配水支援</li> <li>支援物資の受取り</li> </ul>	支援物資のニーズ取り纏め	支援物資のニーズを調査	支援物資の要望を申告
避難施設運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>「給食・給水班」から派遣</li> <li>更なる応援要請は活動終了班から対応</li> </ul>			
ボランティア活動		人員募集とニーズの拾い出し		支援可能な人は応募
防犯活動		防犯活動の指揮	該当班長は活動に参加	

## 災害対策本部 組織図

